

発注者様

(一社) 全国クレーン建設業協会

会長 柴崎 祐一

改正建設業法を反映した見積書による価格交渉について

建設業の処遇改善、担い手の確保等のため、令和6年6月14日に改正建設業法などが公布され、令和7年12月12日に完全施行されました。

同法では、材料費、労務費等を記載した見積書の作成が建設業者の努力義務とされました。

つきましては、当協会は、各会員の価格交渉に当たって、同見積書の作成とそれによる交渉を推進することいたしました。発注者の皆様におかれましては、同法の趣旨をご理解いただき、価格交渉に当たっては、移動式クレーンの作業に必要な適正な料金での契約締結に向けて、ご協力をお願いいたします。

2026年3月26日